

第5章 介護保険制度によるサービス

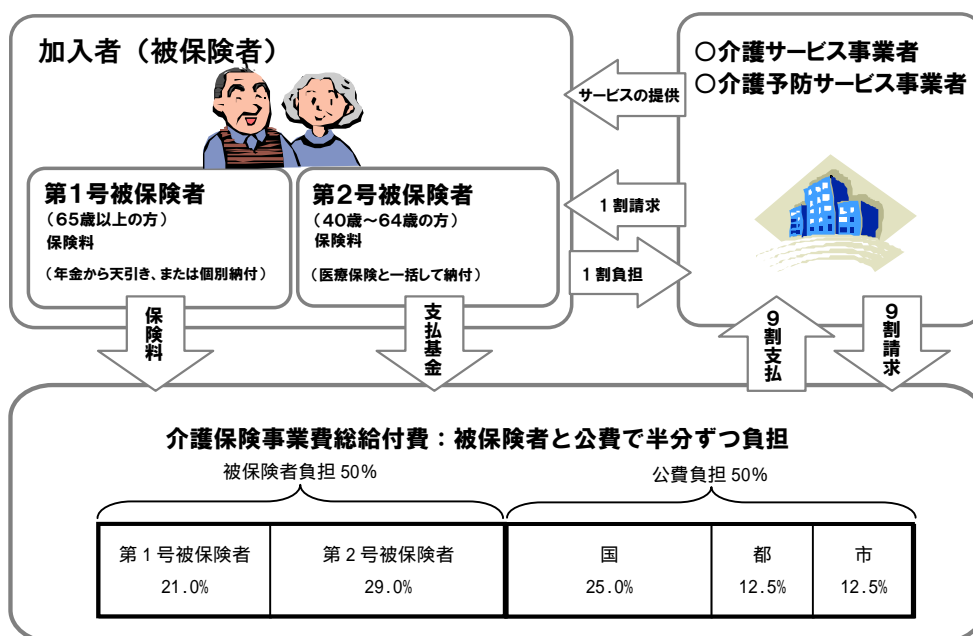
1 介護保険制度のしくみと現状

介護保険は、高齢社会の介護問題に適切に対応するため、2000年4月から始まった、介護を必要とする方を社会全体で支えあう社会保険制度です。

高齢者の加齢に伴う心身の変化等により介護や支援を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送るために必要な介護サービスを利用者の選択に基づき、総合的にサービスを提供する制度です。

この制度により、介護サービスを利用した場合、利用料金の1割が自己負担となります。残りの9割分は給付費として制度が負担することになります。市内に住むサービス利用者の利用料の9割分総額が、介護保険事業費の総給付費ということになります。この総給付費の財源構成は介護保険法で半分が公費、残りの半分は被保険者の保険料で負担することとなっています。被保険者負担分では、*第1号被保険者(65歳以上)が21%、第2号被保険者(40歳から64歳)が29%を負担することになります。

図5-1 介護保険制度のしくみ

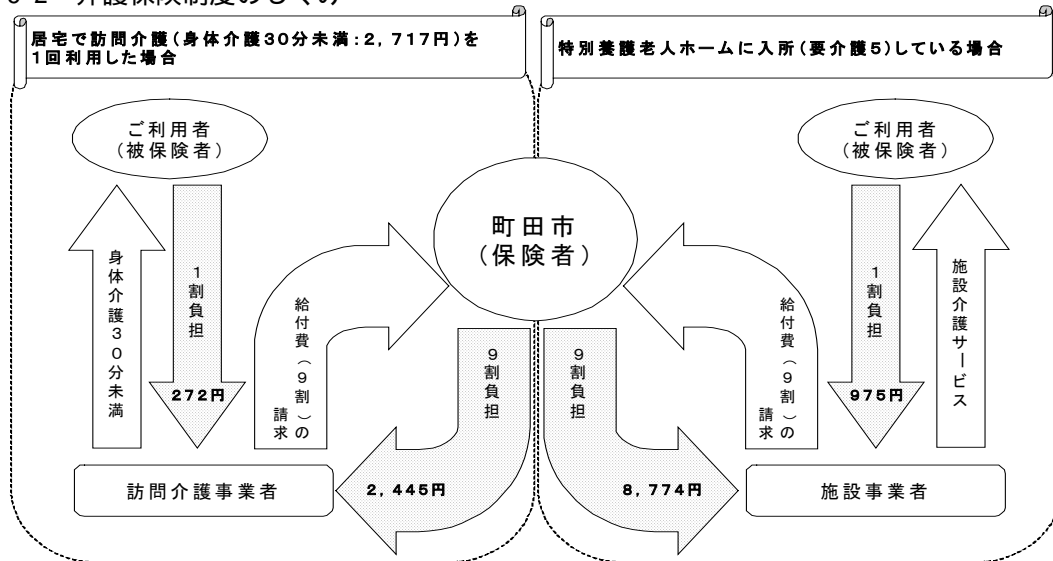


詳細は87ページに掲載しています。

例えば、居宅で訪問介護（身体介護30分未満：2,717円）を1回利用した場合、利用者負担額（1割）は272円となりますが、残りの2,445円（9割）は保険給付費として、介護保険制度で負担します。施設サービス費について

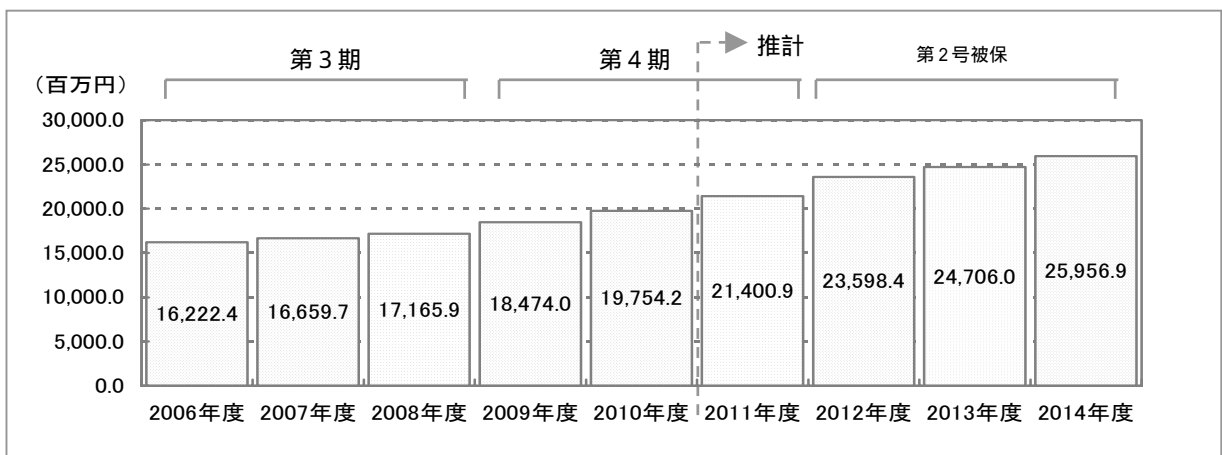
では、特別養護老人ホームに入所（要介護5）している場合、1日の施設介護サービスにかかる利用者負担額（1割）は975円で保険給付費（9割）は8,774円となります（その他の費用としてかかる食費・居住費は自己負担となります。）。このように保険給付費は、介護サービス利用料の9割を給付するため、介護サービス利用量が増えれば保険給付費も増額していきます。

図5-2 介護保険制度のしくみ



介護保険事業の現状としては、高齢者人口（7ページ図2-4）が年々伸び続け、ひとり暮らし高齢者や高齢のみ世帯及び要支援・要介護認定者、認知症高齢者も同様に増えており、こうした状況に伴い、介護サービス利用量と保険給付費（図5-3）も上昇しています。保険給付費上昇により、65歳以上の被保険者が負担する介護保険料も増額となる見込みです。

図5-3 保険給付費の動向



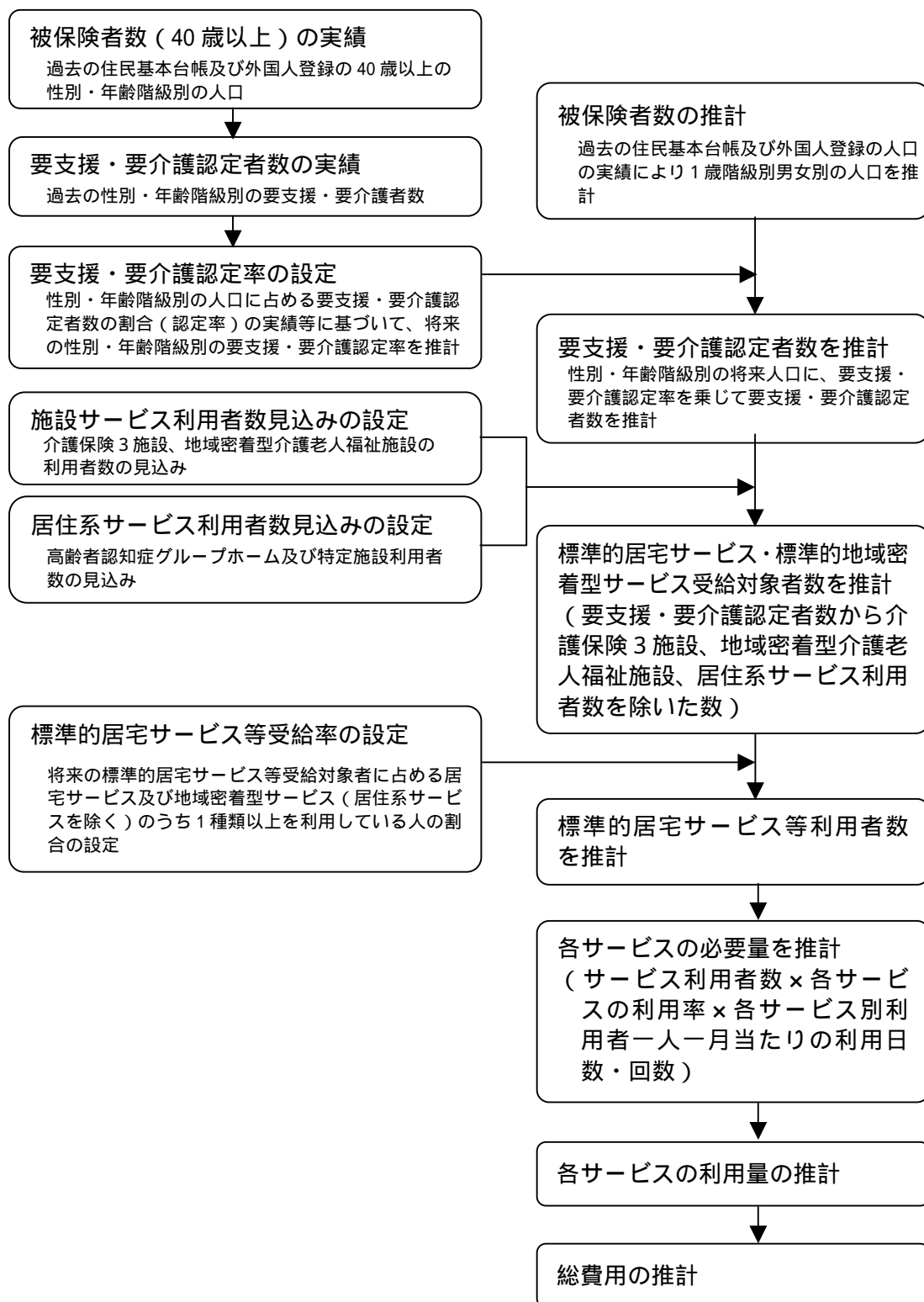
2006年度から2010年度は実績額
2011年度から2014年度は見込み額

2 サービス見込み量の推計

(1) サービス見込み量の推計の手順

サービス見込み量は、以下の手順に沿って行います。

図 5-4 サービス見込み量の手順



(2) 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計 ●●●●●●●●

被保険者数の推計にあたっては、過去の住民基本台帳及び外国人登録の人口の実績により推計を行いました。その結果、第1号被保険者数及び第2号被保険者数は年々増加していくと見込みました。

また、要支援・要介護認定者数の推計にあたっては、過去の認定率の平均を被保険者数に乗じて推計を行いました。その結果、被保険者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も年々増加していくと見込みました。

表 5-1 被保険者数の見込み

項 目	2012 年度	2013 年度	2014 年度
第1号被保険者	95,159 人	98,728 人	102,145 人
第2号被保険者	147,530 人	148,503 人	149,243 人
総 数	242,689 人	247,231 人	251,388 人

表 5-2 要支援・要介護者数の見込み

項 目	2012 年度	2013 年度	2014 年度
要支援 1	1,514 人	1,589 人	1,650 人
要支援 2	1,891 人	1,980 人	2,061 人
要介護 1	2,820 人	2,946 人	3,070 人
要介護 2	3,067 人	3,195 人	3,329 人
要介護 3	2,366 人	2,466 人	2,571 人
要介護 4	2,029 人	2,114 人	2,207 人
要介護 5	2,059 人	2,142 人	2,233 人
合 計	15,746 人	16,432 人	17,121 人

(8) 基準所得金額の変更について ●●●●●●●●●●

概 要

課税者層の保険料の所得を区分する基準所得金額が 200 万円から 190 万円に変更となりました。

考え方

市では、所得分布状況等を踏まえて保険料額の均衡を図るため、基準所得金額を 200 万円から 190 万円に変更します。このことにより、第 6 段階の一部の方が第 7 段階になります。89 ページ、91 ページに掲載しています。

(9) 介護報酬の改定について ●●●●●●●●●●

概 要

第 5 期の介護報酬については、1.2%増の改定が示されました。また、地域区分の見直しも行われ、町田市は「特甲地」(10%)から新「3級地」(12%)となりました。2014 年末までの経過措置です。

考え方

市では、この改定内容も考慮して給付費見込みを算定しています。

4 第4期給付費の実績と傾向

第4期（2009年度～2011年度）の給付費は、毎年6%以上の伸び率となる大きな増加傾向となっています。各サービスの主な傾向は以下のとおりです。

<第4期>	2009年度（実績）	2010年度（実績）	2011年度（見込み）
給付費	18,474百万円	19,754百万円	21,401百万円
	（2008年度比約7.6%増）	（前年度比約6.9%増）	（前年度比約8.3%増）

【居宅サービス】

訪問介護の給付費は減少となっており、通所介護は増加傾向にあります。訪問介護の主な減少理由としては、訪問介護から通所介護へサービス移行しているためと思われます。第5期につきましては、訪問介護は自然増の伸びにとどまり、通所介護は第4期と同様の増加傾向と考えました。

	2009年度（実績）	2010年度（実績）	2011年度（見込み）
訪問介護	1,965百万円	1,914百万円	1,891百万円
通所介護	2,304百万円	2,557百万円	2,762百万円

医療系サービス費は、高齢化が進む中で医療への関わりも多くなり、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」が増加傾向となっており、第5期も同様の伸びと見込んでいます。

	2009年度（実績）	2010年度（実績）	2011年度（見込み）
訪問看護	565百万円	574百万円	582百万円
居宅療養管理指導	174百万円	203百万円	238百万円

特定施設入居者生活介護の給付費は、施設増設と住まい方のひとつの選択肢として入居者が増えており、第5期についても同様の伸びと見込んでいます。

	2009年度（実績）	2010年度（実績）	2011年度（見込み）
特定施設入居者生活介護	1,173百万円	1,350百万円	1,580百万円

地域密着型サービスの給付費は、認知症高齢者の増加と認知症対応型共同生活介護施設などの施設増設により増加しており、第5期についても同様の伸びと見込んでいます。

	2009年度（実績）	2010年度（実績）	2011年度（見込み）
地域密着型サービス	1,117百万円	1,260百万円	1,490百万円

居宅介護支援の給付費は、要介護認定者数の増加に伴い、第5期についても伸びていくと見込んでいます。

	2009年度(実績)	2010年度(実績)	2011年度(見込み)
居宅介護支援	956百万円	1,030百万円	1,067百万円

【施設サービス】

施設サービスの給付費は、施設の増設により増加傾向にあります。第5期についても、第4期で計画された施設が第5期間に開設する見込みとなっているため、増加する見込みとなっています。

	2009年度(実績)	2010年度(実績)	2011年度(見込み)
施設サービス	6,621百万円	6,975百万円	7,577百万円

【介護予防サービス】

介護予防サービスの給付費は、要介護認定者数が伸びていることにより増加傾向にあり、特に介護予防通所介護は年々増えており、第5期についても同様の伸びと見込んでいます。

	2009年度(実績)	2010年度(実績)	2011年度(見込み)
介護予防サービス	694百万円	769百万円	860百万円

【その他のサービス】

その他のサービスとして、特定入所介護サービス・高額介護サービス・高額医療合算介護サービス費・審査手数料についても、施設入所者の増加や要介護認定者が伸びているため増加傾向にあり、第5期についても伸びていくと見込んでいます。

	2009年度(実績)	2010年度(実績)	2011年度(見込み)
その他サービス	902百万円	1,047百万円	1,166百万円

第5期の給付費については、以上の第4期の実績と傾向を基に、推計データなどから総合的に考え、必要な給付費を見込んでいきます。

5 サービス類型ごとの量の見込み

(1) 居宅サービス・介護予防サービス

居宅サービス（要介護1から5）は、自宅で訪問介護・訪問看護・通所介護などを利用し、利用者の能力に応じ自立した生活を送れるように支援するサービスです。また、介護予防サービス（要支援1、2）は、生活機能を維持・向上させ要介護状態になることを予防するサービスです。

居宅サービス及び介護予防サービスについては、要介護（支援）認定者数が増加することから、利用者数等は年々増加していくと推計しました。

しかし、訪問介護は、通所介護へのサービス移行が推測され、大きい増加は見込まれず、一方、通所介護は増加していくと見込みました。

表5-3 居宅サービスの見込み

(年間)

項目	単位	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
(1)居宅サービス					
訪問介護	回数	610,138回	591,742回	592,854回	594,835回
	人数	34,933人	33,880人	33,992人	34,106人
訪問入浴介護	回数	16,205回	16,262回	17,065回	17,469回
	人数	3,294人	3,305人	3,469人	3,536人
訪問看護	回数	76,379回	77,746回	81,410回	85,092回
	人数	14,205人	14,459人	15,141人	15,825人
訪問リハビリテーション	回数	3,104日	3,118日	3,257日	3,401日
	人数	652人	655人	685人	715人
居宅療養管理指導	人数	19,947人	22,873人	25,618人	28,179人
通所介護	回数	342,270回	363,077回	390,646回	418,423回
	人数	39,353人	41,745人	45,025人	48,329人
通所リハビリテーション	回数	38,723回	39,651回	43,663回	45,548回
	人数	5,371人	5,500人	5,760人	6,013人
短期入所生活介護	日数	92,465日	94,316日	98,171日	102,564日
	人数	11,527人	11,758人	12,232人	12,773人
短期入所療養介護	日数	5,202日	6,160日	6,437日	6,719日
	人数	660人	781人	817人	853人
特定施設入居者生活介護	人数	8,602人	9,360人	9,768人	10,380人
福祉用具貸与	人数	43,173人	43,801人	47,681人	51,715人
特定福祉用具販売	人数	1,342人	1,346人	1,350人	1,354人
(2)住宅改修	人数	937人	960人	1,028人	1,096人
(3)居宅介護支援	人数	80,008人	82,225人	84,253人	87,215人

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、町田市が事業所を指定し、町田市民を対象としたサービスで、利用者が住み慣れた地域で生活が継続できるように日常生活圏内で支援や介護を受けるものです。

今後、認知症高齢者の増加が考えられる中、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護の整備を積極的に行っていきます。

施設整備の状況にあわせて、利用者の増加を見込んでいます。

表 5-6 地域密着型サービスの見込み (年間)

項目	単位	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数		0人	0人	0人
夜間対応型訪問介護	回数	0回	0回	0回	0回
	人数	0人	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	回数	64,569回	66,704回	69,467回	73,130回
	人数	6,960人	7,190人	7,143人	7,520人
小規模多機能型居宅介護	人数	552人	592人	633人	674人
認知症対応型共同生活介護	人数	2,643人	3,060人	3,300人	3,732人
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	0人	240人	240人	240人
複合型サービス	人数		0人	0人	0人

表 5-7 地域密着型介護予防サービスの見込み (年間)

項目	単位	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
介護予防認知症対応型通所介護	回数	195回	117回	138回	161回
	人数	47人	28人	33人	38人
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	28人	33人	36人	49人
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	25人	24人	36人	54人

6 給付費のまとめ

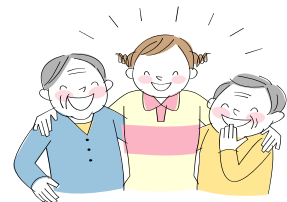
(1) 総給付費

町田市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように取り組んでいます。

居宅サービスでは、通所介護や医療系サービスの利用が増えている中、高齢者が安心してサービスの提供が受けられるように事業者実地指導を進めてきました。また、認知症高齢者の増加が見込まれるため、地域密着型サービスの認知症対応型通所介護など自宅での生活を支援するサービスの供給を行ってきました。

一方で、自宅での継続的な生活が難しくなった高齢者を支えるため、特に第4期では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）などの施設整備に力を入れてきました。

第5期では、市民ニーズ等の状況を確認し、「居宅サービス」、「地域密着型サービス」、「施設サービス」などがバランスよく提供され、誰もが安心して生活を維持できるように介護保険サービスの充実を目指します。



サービス利用料の9割に当たる総給付費については、第4期給付費の「実績と傾向」で説明しましたように、毎年度6%を超える伸び率であり、第1号被保険者数と要介護認定者数は国や東京都の増加率より高い水準で推移しています。第5期についても、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯及び要介護認定者、認知症高齢者が増えるため、総事業費（86ページ参照）は第4期と比べ24.6%の増加となっています。

給付費の主な概要は、居宅サービス費の通所介護や医療系サービスなどが伸びる見込みから第4期に比べ17.7%、地域密着型サービス費は43.7%、施設サービス費は27.7%の増加となっています。介護予防サービス費についても、33.3%増加しています。

※総給付費とは、居宅サービス、地域密着型サービス、住宅改修、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、住宅改修（介護予防）、介護予防支援です。

第5期の3年間の各サービスの給付費見込額は以下のとおりです。

表5-8 介護サービスの給付費見込額 (年間)

項目	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
(1) 居宅サービス	9,147,057,050円	9,689,108,755円	10,173,797,489円	10,680,892,074円
訪問介護	1,890,867,023円	1,879,703,573円	1,883,229,751円	1,889,793,710円
訪問入浴介護	194,495,776円	200,053,607円	209,990,487円	214,923,853円
訪問看護	581,526,667円	605,550,366円	634,142,268円	662,938,756円
訪問リハビリテーション	15,669,398円	16,103,576円	16,830,175円	17,569,322円
居宅療養管理指導	237,819,606円	275,974,857円	309,091,840円	340,001,024円
通所介護	2,761,740,374円	2,991,152,280円	3,199,979,253円	3,411,976,016円
通所リハビリテーション	376,573,485円	394,462,369円	434,122,714円	452,786,397円
短期入所生活介護	824,084,026円	858,234,799円	893,512,647円	933,697,506円
短期入所療養介護	56,482,475円	68,286,172円	71,380,906円	74,533,045円
特定施設入居者生活介護	1,580,259,645円	1,755,673,152円	1,832,886,405円	1,947,552,451円
福祉用具貸与	593,895,576円	609,765,149円	654,379,741円	700,765,938円
特定福祉用具販売	33,642,999円	34,148,855円	34,251,302円	34,354,056円
(2) 地域密着型サービス	1,490,347,284円	1,724,948,726円	1,827,174,221円	1,989,834,576円
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	-	0円	0円	0千円
夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0千円
認知症対応型通所介護	695,636,382円	735,169,562円	765,760,877円	806,458,586円
小規模多機能型居宅介護	118,928,878円	127,593,567円	136,430,284円	145,267,001円
認知症対応型共同生活 介護	675,782,024円	800,530,311円	863,327,774円	976,453,703円
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0円	0円	0円	0千円
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	0円	61,655,286円	61,655,286円	61,655,286円
複合型サービス	-	0円	0円	0円
(3) 住宅改修	92,775,430円	96,227,134円	103,043,223円	109,859,312円
(4) 居宅介護支援	1,067,490,135円	1,124,499,001円	1,151,970,316円	1,192,350,190円
(5) 施設サービス	7,576,600,609円	8,691,095,959円	8,998,129,020円	9,345,265,635円
介護老人福祉施設	4,604,318,679円	5,596,426,242円	5,903,459,303円	5,939,500,669円
介護老人保健施設	1,972,734,302円	2,042,291,381円	2,042,291,381円	2,353,386,630円
介護療養型医療施設	999,547,628円	1,052,378,336円	1,052,378,336円	1,052,378,336円
介護サービスの総給付費	19,374,270,508円	21,325,879,575円	22,254,114,269円	23,318,201,787円

表 5-9 介護予防サービスの給付費見込額

(年間)

項目	2011年度 (見込み)	2012年度	2013年度	2014年度
(1) 介護予防サービス	714,307,193 円	804,790,446 円	861,561,932 円	924,123,409 円
介護予防訪問介護	180,718,518 円	185,479,823 円	186,379,522 円	188,448,583 円
介護予防訪問入浴介護	0 円	125,260 円	133,611 円	141,961 円
介護予防訪問看護	16,787,040 円	20,000,102 円	21,631,164 円	23,163,986 円
介護予防訪問リハビリテーション	141,736 円	363,966 円	391,976 円	419,985 円
介護予防居宅療養管理指導	10,269,445 円	12,115,605 円	13,302,606 円	14,489,608 円
介護予防通所介護	327,077,632 円	379,884,130 円	426,555,266 円	472,205,641 円
介護予防通所リハビリテーション	21,754,942 円	23,529,135 円	24,562,898 円	25,977,063 円
介護予防短期入所生活介護	6,291,843 円	7,115,090 円	7,696,610 円	8,242,735 円
介護予防短期入所療養介護	102,518 円	252,091 円	269,477 円	286,862 円
介護予防特定施設入居者生活介護	134,325,777 円	155,268,052 円	157,760,391 円	164,489,189 円
介護予防福祉用具貸与	12,147,706 円	14,502,717 円	16,177,322 円	19,010,092 円
特定介護予防福祉用具販売	4,690,036 円	6,154,475 円	6,701,089 円	7,247,704 円
(2) 地域密着型介護予防サービス	8,141,121 円	7,920,101 円	10,540,783 円	15,062,116 円
介護予防認知症対応型通所介護	1,577,328 円	970,036 円	1,144,145 円	1,334,835 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	2,129,953 円	2,571,151 円	2,828,267 円	3,874,725 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	4,433,840 円	4,378,914 円	6,568,371 円	9,852,556 円
(3) 住宅改修	41,857,682 円	49,859,136 円	53,632,878 円	57,406,620 円
(4) 介護予防支援	95,911,394 円	104,535,984 円	110,341,097 円	115,736,971 円
介護予防サービスの総給付費	860,217,390 円	967,105,667 円	1,036,076,690 円	1,112,329,116 円

総給付費	20,234,487,898 円	22,292,985,242 円	23,290,190,959 円	24,430,530,903 円
------	------------------	------------------	------------------	------------------

(2) 標準給付費

総給付費に、 特定入所者介護サービス費、 高額介護サービス費、 高額医療合算介護サービス費、 算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費見込額は、以下のとおりです。

特定入所者介護サービス費は、施設サービスを利用した場合の食費・居住費について、低所得の方が支払い困難とならないように所得に応じて負担限度額を定め差額分を保険給付するものです。

高額介護サービス費等は、同月に利用したサービスの1割の利用者負担の合計が高額になり、一定額を超えた分が保険から給付されるものです。また、医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、一定額を超えた場合も保険から給付される高額医療合算介護サービス費があります。

算定対象審査支払手数料は、介護保険事業を円滑に運営するため、介護サービスにかかる費用の請求・審査・支払い等を国民健康保険団体連合会へ委託し、手数料として支払うものです。

表 5-10 標準給付費見込額

項目	2012年度	2013年度	2014年度	合計
総給付費	22,292,985,242円	23,290,190,959円	24,430,530,903円	70,013,707,104円
特定入所者介護サービス費等給付額	780,710,856円	840,669,450円	900,693,249円	2,522,073,555円
高額介護サービス費等給付額	412,685,407円	457,668,116円	502,656,892円	1,373,010,415円
高額医療合算介護サービス費等給付額	82,410,171円	86,009,742円	89,619,573円	258,039,486円
算定対象審査支払手数料	29,657,222円	31,495,943円	33,448,664円	94,601,829円
合計	23,598,448,898円	24,706,034,210円	25,956,949,281円	74,261,432,389円

(3) 地域支援事業費

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態になる前に心身の状態を維持・向上させ、生活機能の改善を図り、地域において自立した日常生活を継続して送れるように支援する事業です。この事業は「介護予防事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3種類でできています。

介護予防事業

介護予防事業は、生活機能の低下により要支援者又は要介護者になる可能性のある高齢者に、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防事業を行います。また、健康な高齢者には、健康維持のための介護予防普及啓発事業を行います。

対象事業

二次予防対象者把握事業・通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業・介護予防普及啓発事業・認知症発症遅延事業・介護予防サポーター養成事業・いきいきポイント制度

包括的支援事業

包括的支援事業は、安心して地域で暮らせるように「高齢者支援センター」を設置し、高齢者の総合相談と支援、介護予防マネジメント、権利擁護事業や地域ネットワークづくりを行います。

対象事業

高齢者支援センター運営事業

任意事業

任意事業は、地域の実情に応じた支援を行う事業で、家族介護者への支援事業や介護相談員派遣事業などを行います。

対象事業

介護給付費適正化事業・徘徊高齢者家族支援サービス事業・介護相談員派遣事業・住宅改修指導事業

表 5-11 地域支援事業費見込額

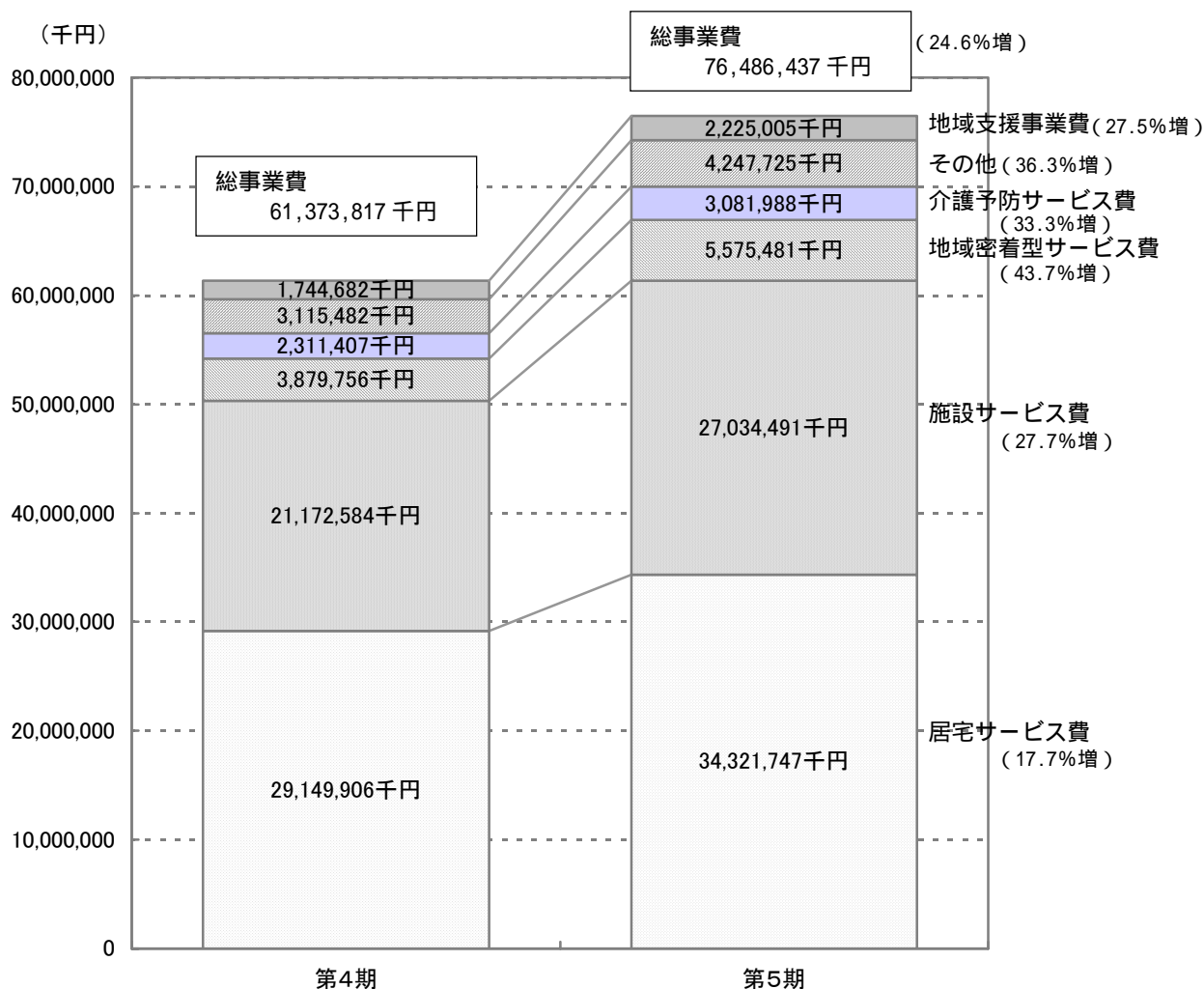
(年間)

項目	2012年度		2013年度		2014年度		合計	
地域支援事業費 (+ +)	707,063,750円	3.0%	740,236,148円	3.0%	777,705,018円	3.0%	2,225,004,916円	3.0%
介護予防事業	287,539,258円	1.2%	246,745,383円	1.0%	259,235,006円	1.0%	793,519,647円	1.1%
包括的支援事業	395,955,700円	1.7%	468,816,227円	1.9%	492,546,511円	1.9%	1,357,318,438円	1.8%
任意事業	23,568,792円	0.1%	24,674,538円	0.1%	25,923,501円	0.1%	74,166,831円	0.1%

表 5-12 総事業費（標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額を合計したものです。）

項目	2012年度	2013年度	2014年度	合計
標準給付費見込額	23,598,448,898円	24,706,034,210円	25,956,949,281円	74,261,432,389円
地域支援事業費見込額	707,063,750円	740,236,148円	777,705,018円	2,225,004,916円
総事業費合計	24,305,512,648円	25,446,270,358円	26,734,654,299円	76,486,437,305円

図 5-5 総事業費：第4期と第5期の比較（）内の数値は第4期との比率です。



第4期と第5期の総事業費を比較すると、第4期の約614億円に対し第5期は約765億円となり、24.6%増で約151億円の増額となります。

7 第1号被保険者の介護保険料

(1) 保険給付費の財源

介護保険制度においては、標準給付費（サービス利用料の9割）の負担割合が介護保険法によって決まっています。原則として半分（50%）は被保険者の保険料、残りの半分（50%）を公費で負担することとされています。

標準給付費の21%を第1号被保険者が負担し、29%を第2号被保険者が負担します。

第5期（2012年から2014年）では、高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数も増加すると予想され、標準給付費は約743億円、地域支援事業費は約22億円となり下図5-6の財源構成でまかなわれます。

図5-6 保険給付費の財源構成

標準給付費財源構成（サービス利用料の9割）					
被保険者負担50%			公費負担50%		
・ 居宅サービス財源構成					
第1号被保険者 保険料 ※1 負担割合21% ※3	第2号被保険者 保険料 ※2 負担割合29% ※3		国 負担割合20% 調整交付金5% ※4	都 負担割合 12.5%	市 負担割合 12.5%
・ 施設サービス財源構成					
第1号被保険者 保険料 負担割合21%	第2号被保険者 保険料 負担割合29%		国 負担割合15% 調整交付金5%	都 負担割合 17.5%	市 負担割合 12.5%
地域支援事業費					
・ 介護予防事業費財源構成					
第1号被保険者 保険料 負担割合21%	第2号被保険者 保険料 負担割合29%		国 負担割合25%	都 負担割合 12.5%	市 負担割合 12.5%
・ 包括支援・任意事業財源構成					
被保険者負担21%			公費負担79%		
第1号被保険者 保険料 負担割合21%		国 負担割合39.5%	都 負担割合19.75%	市 負担割合19.75%	

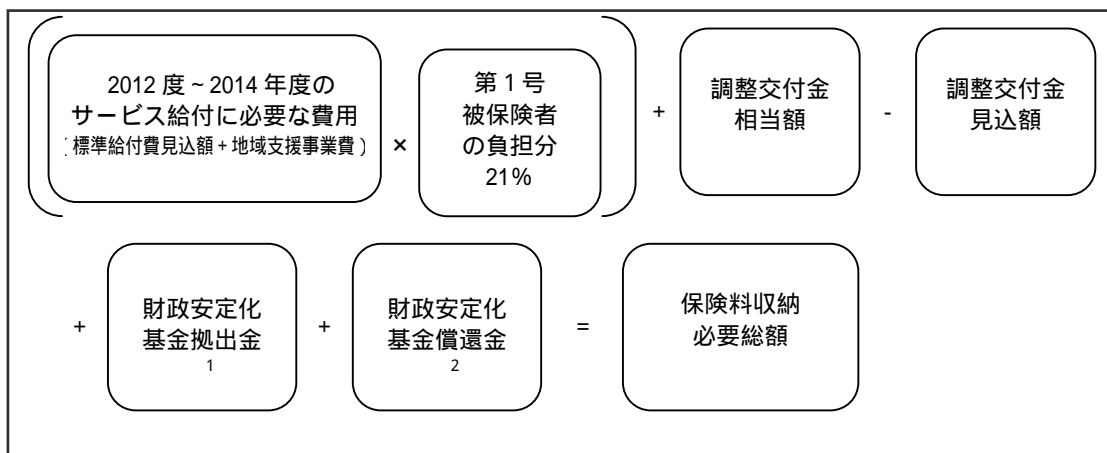
- 1 65歳以上の被保険者の保険料です。
- 2 40歳以上65歳未満の被保険者の保険料です。
- 3 第1号被保険者と第2号被保険者の人口等を勘案し、3年に一度、負担割合を見直します。
- 4 調整交付金とは後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。調整交付金割合が5%を下回った場合は、その不足分を第1号被保険者が負担することになります。

(2) 第1号被保険者の介護保険料の算出方法 ●●●●●●●●●●

介護保険料収納必要総額の算出

保険料収納必要総額は、次の方法で概算します。

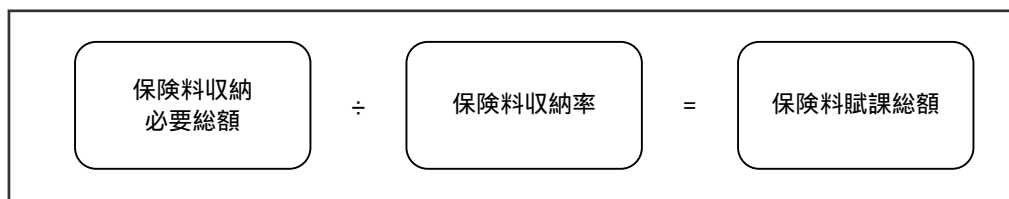
図 5-7 保険料収納必要総額



- 1 保険者の給付費支払い不足に備えて、都が設置する基金であり、国・都・第1号被保険者保険料の拠出金により運営されます。
- 2 第4期事業計画期間に基金から借入をした場合は、第5期事業計画においてその償還をすることになります。

保険料賦課総額の算出

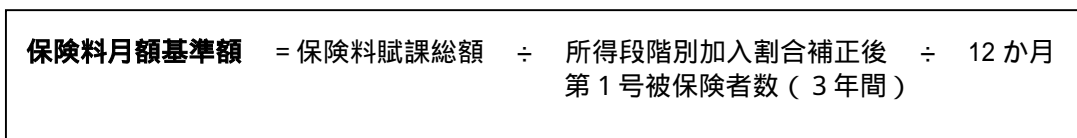
図 5-8 保険料賦課総額



保険料月額基準額の算出

保険料月額基準額は、保険料賦課総額を所得段階別加入割合による補正を行った3年間の被保険者数で割り返して算出します。

図 5-9 保険料月額基準額



(3) 介護保険料算出にあたって考慮する要因 ●●●●●●●●●●

第1号被保険者の介護保険料の算出にあたっては下記の要因を考慮する必要があります。

被保険者の負担割合

保険給付費の50%は公費でまかなわれ、残りの50%については第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)からの保険料でまかなわれています。2012年度より第1号被保険者の保険料の負担割合が20%から21%に変更となります。

第3段階の細分化

政令改正(2011年12月2日公布)により保険者(町田市)の判断で第3段階中に新たに段階を設けることができるようになりました(2011年12月2日政令改正)。

基準所得金額の変更

国が示す基準所得金額が200万円から190万円に変更となりました。基準所得金額とは、全国の第1段階から第3段階の被保険者が第4段階被保険者より軽減されている保険料額と第5段階以上の段階の被保険者が第4段階被保険者より多く負担する保険料額とが均衡するように、全国の所得分布状況等を踏まえて厚生労働大臣が定めることとされている額のことをいいます。

調整交付金

国は、公費負担50%のうち、介護給付費等の20%相当及び介護保険財政の調整を行うために介護給付費等の5%を総額とした調整交付金を交付しています。調整交付金は、高齢者割合と所得状況によって変わりますが、町田市の第5期交付割合は、第4期に続き、標準の5%を大きく下回る見込みです。

第5期の第1号被保険者の介護保険料率は下記のとおりとなります。

表5-13 第4期と第5期の保険料所得段階

課税状況		所得区分		第4期		第5期	
世帯	本人			所得段階	保険料率	所得段階	保険料率
生活保護受給者				第1段階	0.45	第1段階	0.45
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者		第1段階	0.45	第1段階	0.45
		課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下	第2段階	0.50	第2段階	0.50
			80万円超 120万円以下	第3段階	0.70	特例第3段階	0.625
			120万円超			第3段階	0.75
			80万円以下	特例第4段階	0.70	特例第4段階	0.80
			80万円超	第4段階 (基準)	1.00	第4段階 (基準)	1.00
課税	課税	合計所得金額	125万円未満	第5段階	1.05	第5段階	1.10
			125万円以上 190万円未満 [※]	第6段階	1.15	第6段階	1.25
			190万円以上 [※] 300万円未満	第7段階	1.25	第7段階	1.40
			300万円以上 500万円未満	第8段階	1.50	第8段階	1.60
			500万円以上	第9段階	2.00	第9段階	2.00

第4期での第6段階・第7段階の所得の区分は200万円で区分していました。

第4期保険料との増減比較

第5期の算定上の月額基準額 5,226 円は、第4期の算定上の月額基準額 4,510 円 に対して 716 円上がることとなります。内訳は次のとおりです。

ア 総事業費の増加	717 円
<p>居宅サービスで 575 円、施設サービス（第4期計画期間に開所した特別養護老人ホームを含む）で 177 円、地域密着型サービスで 66 円、その他サービスで 129 円の負担増と被保険者の増加による 230 円の負担減です。</p>	
イ 施設整備に伴う介護給付費の増加	123 円
<p>第5期事業計画期間内に新たにサービスが提供される介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や認知症高齢者グループホームによる負担増です。</p>	
ウ 介護報酬改定等による増加	107 円
<p>1.2%の報酬改定と地域区分の見直しによる負担増です。</p>	
エ 第1号被保険者の負担割合増加（20% 21%）	229 円
<p>介護保険法の改正により、第1号被保険者の保険料の負担割合が20%から21%に上がったための負担増です。</p>	
オ 調整交付金交付割合（交付率 1.06% 1.60%）	113 円
<p>調整交付金は市町村ごとの介護保険財政を調整するものです。町田市は国の平均と比べ後期高齢者の割合が低く所得分布が高くなっておりませんが、第4期と比較し、後期高齢者の割合が増加していることから交付率が1.06%から1.60%に増加します。その結果、第1号被保険者の負担減となります。</p>	
カ 所得段階及び保険料率の見直しによる減少	347 円
<p>特例第3段階の創設、基準所得金額の変更及び保険料率の見直しによる負担減です。</p>	
合計 716 円	

第4期の算定上の月額基準額 4,510 円は、介護従事者処遇改善臨時特例交付金と*介護給付費準備基金を活用することで、最終的に 3,950 円となりました。

都による財政安定化基金の活用

第5期の算定上の月額基準額 5,226 円に対して財政安定化基金から約 2 億円の交付金を受けることにより、約 56 円保険料を抑制することができます。

$$5,226 \text{ 円} - 56 \text{ 円} = 5,170 \text{ 円}$$

市としての介護給付費準備基金の活用

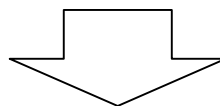
介護給付費準備基金から約 9 億円を活用することにより保険料を 250 円抑制し、月額基準額を 4,920 円とします。

$$5,170 \text{ 円} - 250 \text{ 円} = 4,920 \text{ 円}$$

第5期の保険料月額基準額（第4期との比較）

第4期の月額基準額は、算定上の月額基準額 4,510 円に、介護従事者処遇改善臨時特例交付金と介護給付費準備基金を活用することで、最終的に 3,950 円となりました。

第4期（2009～2011年度）		
算定上の月額基準額	介護従事者処遇改善臨時特例 交付金活用後の月額基準額	介護給付費準備基金 活用後の月額基準額
4,510 円	4,451 円	3,950 円



第5期（2012～2014年度）		
算定上の月額基準額	財政安定化基金 活用後の月額基準額	介護給付費準備基金 活用後の月額基準額
5,226 円	5,170 円	4,920 円

第5期の所得段階別保険料額

各所得段階ごとの保険料は、月額基準額 4,920 円を基準に計算すると次のとおりとなります。(表5 - 14)

表 5-14 所得段階別保険料

課税状況		所得区分	所得段階	保険料率	年額 (月額)	
世帯	本人					
生活保護受給者			第1段階	0.45	26,500 (2,214)	
非課税	非課税	老齢福祉年金受給者	第2段階	0.50	29,500 (2,460)	
		課税年金収入額と合計所得金額の合計	80万円以下	特例第3段階	0.625	36,900 (3,075)
			80万円超 120万円以下	第3段階	0.75	44,200 (3,690)
			120万円超 80万円以下	特例第4段階	0.80	47,200 (3,936)
			80万円超	第4段階 (基準)	1.00	59,000 (4,920)
			125万円未満	第5段階	1.10	64,900 (5,412)
課税	課税	合計所得金額	125万円以上 190万円未満	第6段階	1.25	73,800 (6,150)
			190万円以上 300万円未満	第7段階	1.40	82,600 (6,888)
			300万円以上 500万円未満	第8段階	1.60	94,400 (7,872)
			500万円以上	第9段階	2.00	118,000 (9,840)

※年額は月額基準額に12ヶ月分を乗じて、100円未満を切り捨てます。
 月額は、月額基準額 4,920 円に保険料率を乗じた金額を表示しています。